

業務仕様書

企業立地雇用課

- 1 業務名
道路案内標識撤去
- 2 業務概要
市が所有する道路案内標識を撤去・処分するもの
- 3 履行期間
契約締結日から令和5年12月15日まで
- 4 実施場所
秋田市新屋沖田町6番地内
- 5 標識構造等
 - (1) 標識板 1290 * 2200
 - (2) 標識柱 F-I型 555.56kg
 - (3) 標識基礎 L1700 * W1400 * H1200
- 6 業務の内容
 - (1) 看板の撤去および埋戻し
 - (2) 廃材の処分
 - (3) 道路使用等の申請手続
 - (4) 土地所有者との連絡調整
 - (5) 隣接者への作業の周知および作業時の交通誘導
 - (6) 業務完了報告書の作成
- 7 請負者の義務
 - (1) 撤去業務の円滑な実施のため、市と緊密な連絡を取り合うこと。また、事前の打合せを十分に行うこと。
 - (2) 土地所有者との立会に市とともに同席し、作業工程等の概要説明を行うこと。
 - (3) 撤去業務等の実施に際しては、作業関係者や付近住民、通行者、通行車両等の安全確保にできる限り努めなければならない。
 - (4) 施工について第三者等に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち秋田市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、秋田市が負担する。